

技術支援会員及び技術委員会に関する規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第6条第3号に規定する技術支援会員（以下「会員」という。）の資格を定めるとともに、事務分掌規程第8条第2号に定める技術委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(会員の入会資格等)

第2条 会員になろうとする者は、ボランティア精神を持ち、定款第6条第2号に規定する競技会参加会員（以下「競技会参加会員」という。）の支援を実践するとともに、障がい者水泳に関する基礎的な知識を習得していることの証明書又は本連盟理事の推薦状及び本連盟のコンプライアンス規程等の諸規定を遵守する旨の誓約書を添えて申請するものとする。

2 前項の技術支援会員入会申請者の資格の審査及び決定は、技術委員会委員長及び副委員長において行う。

3 会員の資格は、4年単位で更新するものとする。

4 会費は、定款第8条第2項に規定により総会において定められる。

5 会員は、技術委員会に所属し、競泳技術委員と医療技術委員に区分される（以下、両者を「技術委員」と称する。）。

(責務)

第3条 技術委員は、次の責務を果たさなければならない。

(1) 本連盟が主催又は後援する事業及び研修会に参加する。

(2) 業務執行上知り得た会員等の情報を慎重に扱い、個人情報の保護に努めるとともにコンプライアンス規程等諸規定を遵守する。

(3) 他の技術委員と協力し、障がい者水泳の発展に寄与する。

(本委員会の役割)

第4条 本委員会は、本連盟定款第3条第3号に規定する調査研究を行うとともに、競技会参加会員の支援を行うことによって調査研究の成果を本連盟に提供し、障がい者水泳の発展のために貢献するものとする。

2 本委員会は、次の事業等を支援し、本連盟内に設置されたそれぞれの組織で役割を遂行する。

(1) 運営基盤の強化

(2) 普及、啓発及び広報

(3) 研修等人材育成

(4) 大会運営及び競技力向上その他の支援

(組織・委員)

第5条 本委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 会員となった者は技術委員会委員、即ち技術委員になったものとみなす。

(任期)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、委嘱の日から始まり、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期は、技術支援会員の会員資格を有する期間とする。

(技術委員会の委員長・副委員長の役割)

第7条 委員長は、技術委員会を統括し、滞りなく事業が遂行できるよう指示、指導を行う。委員長は必要に応じて技術委員に事業や役割を分担させることができる。

2 副委員長は委員長を補佐し、技術委員とともに事業遂行に尽力する。

(チームの設置)

第8条 技術委員会に、競技会参加会員を支援するためにチームを置く。

2 前項に定めるチームの設置については、技術委員会委員長及び副委員長において定める。

(運営の詳細)

第9条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、本委員会においてこれを定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則 (注) 2019年2月9日開催の理事会において決議

この規程は、2019年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月8日から施行する。

附 則 (注) 2021年3月16日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。